

第2期座間市子ども・子育て支援事業計画（素案）パブリックコメント結果一覧

No	区分	御意見（要旨）	対応区分	市の考え方	素案の関連頁
1	計画全般	発達障害の子どもに対する多様な対応がますます必要となっている現状を考慮した施策が充実されることを要望する。発達障害の早期発見による適切な対応策（治療、環境整備、周囲への対応等）の充実や、発達障害の子どもが多様な個性を生かせる教育環境や生活環境、職場環境の整備に配慮していただきたい。	3	障害児施策については、個別の計画や事業で支援を行っており、「座間市障害者計画 第五期障害者福祉計画・第一期障害児福祉計画」を基にその充実に努めています。また、乳幼児期は、育児相談事業、乳幼児健診事業等で早期発見、対応できるよう努めているほか、臨床心理士による親子相談事業を実施し、養育者と一緒に子どもの適切な対応について考える場を設定しています。さらに市内公立小・中学校では、全校特別支援教育補助員を17名派遣し、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の特別な配慮を要する児童・生徒に対し、支援を行っています。	-
2	計画全般	全般をとおして、子育てを行うのは女性というのが根底にあるように感じられる。それを見直す時期にきていると思われる。	3	本計画は、決して女性を前提としているわけではありませんが、残念ながら子育ての多くを女性が担っている事実があります。女性を中心に厚く支援しなければならない現状を御理解願います。	-
3	計画全般	第2期の施行時期は、一億総活躍などの方針をもとに日本人の就労者拡大が国是となっている一方で、出産者数は減少の一途であるが、入管法改正で外国人流入が促進されていく時期にあたる。第1期とは環境が刻々と変わると思われるので、第2期終了時の5年後にも有効な計画となるよう大前提からの見直しをしていただきたい。	3	入管法改正による影響については、現在において影響の有無や程度の想定は非常に困難でありますので、状況に応じて見直しを図ってまいります。	-
4	総論	第2期計画は、令和2年からの5年間の計画だが、上位計画となる第5次総合計画との整合性は、中間見直し時でとられる予定なのか。	3	総合計画やその他関連計画と齟齬のないよう、計画策定時よりもより、中間見直し時等にも整合を図ってまいります。	P4

対応区分 1:御意見の趣旨を踏まえ、素案を修正したもの 2:御意見の趣旨は、既に素案に考え方が明示されているもの 3:御意見として承るもの 4:素案の内容等に関する質疑

No	区分	御意見（要旨）	対応区分	市の考え方	素案の関連頁
5	総論	本素案は、市の総合計画以外にも座間市障害児福祉計画および座間市男女共同参画プラン等と調和・連携に配慮して策定されている、という計画の位置づけの説明があるが、それらの計画との調和・連携はどのようにとられているのか。第4次総合計画では、横の連携がうたわれているので、この計画もそのような連携が行われると思われるため。	3	総合計画やその他関連計画と齟齬のないよう、計画策定時のもとより、中間見直し時等にも整合を図ってまいります。	P4
6	総論	「M字カーブ解消」が総論で述べられているが、「M字カーブ」については統計のみのカーブだけではなく、成分の分析をしっかりとっていただきたい。その上で子育て支援についての施策を検討されるべきである。	3	指摘の部分は、国が平成29年に発表した「子育て安心プラン」の概要部分となります。国の指針等に沿って本市計画は作成しておりますので、それらデータ等に配慮されているものと理解しております。	P2
7	総論	アンケートでも、出産後すぐに仕事に復帰したい母親の就業意欲と反して、0歳児受け入れ体制が不備のため復帰できない「M字カーブ」が依然として存在していることを真摯にうけとめ、ニーズの強いところを優先的にされることを要望する。そのニーズを把握しながら対策しなければ、そのような家庭は0歳児受け入れの容易な他市に流出する可能性があることから、座間市の人口減少につながるので、子ども子育て支援だけでなく、将来の市の人口構成や就労者人口の視点からも計画を立案される発想が必要である。	2	第2期子ども・子育て支援事業計画は子育て支援のニーズ調査に加え、人口や世帯数の将来推計、国の指針等に基づき量の見込みを推計しています。計画での推計値を確保できるよう事業を進めてまいります。	P2
8	総論	子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に…」とあるが、子どもの権利条約に基づき、第一義的責任を有する父母等を下支えすることが前提にあると考えてよろしいか。	4	国が定めた子ども・子育て支援法の基本理念から引用した文言になります。本計画は、子ども・子育て支援法に基づき計画を策定しています。また、父母その他の保護者には子育ての第一義的責任がありますが、その責任を果たそうとすることが過度な負担とならないよう、行政や地域などが本計画に基づく支援を行うものと考えます。	P16
9	総論	子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」とあるが、何をもちょう良質かつ適切とするのか曖昧に思われる。	3	国が定めた子ども・子育て支援法の基本理念から引用した文言になります。いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P16

No	区分	御意見（要旨）	対応区分	市の考え方	素案の関連頁
10	総論	子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない」とあるが、市内において地域の実情に差があるのとは何なのか。	4	国が定めた子ども・子育て支援法の基本理念から引用した文言になります。「日本全体で見た地域の実情の差」であって、「市内に実情の差がある」という意味ではございません。	P16
11	目標 1	休日保育事業について、休日保育は、保護者が働いていることを原則とし、保育を休みなく利用することなく、子どもが父母とともに過ごす休養日を作ること。	3	保育事業は、児童福祉法第24条に基づき実施することとされていることから、休日保育事業についても、その規定に基づき保育を必要とする児童を対象とすることを原則としております。	P25
12	目標 1	保育士人材について、他職種と比較して安い賃金を改めるよう国に働きかけ、市としても助成することを要望する。	3	今後も継続して財政措置を含めたあらゆる支援策を求めてまいります。	P25
13	目標 1	「外国につながる幼児への支援・配慮」の事業として「外国籍母子支援」のみが上げられているが、「外国につながる幼児」の定義が不明である。また「母子」に限定しているが、「父子」あるいは「両親の両方が外国につながる大人の子」という場合は、支援対象外になるのか。	1	「外国につながる幼児」とは国の定義で、国際化の進展に伴い増加している、海外から帰国した幼児や外国人の幼児、国際結婚をした両親の間の幼児などとされています。このことを踏まえ、素案の説明文を修正しました。 「外国籍母子支援」の対象者は、母子保健法に基づいて、妊婦・産婦、乳幼児と、両親または主たる養育者としておりますので、父親も対象としています。また、当該事業に当てはまらない場合でも母子保健事業で支援を行っています。	P29
14	目標 1	「外国につながる幼児への支援・配慮」の「施策の展開」の内容で、支援の内容は出産、養育までの育児支援に限定されているが、外国につながる幼児については支援の対象に入っているのか。また、就学については支援の対象に入っているのか。	4	支援が必要と判断した場合は、母子保健法に基づき、幼児期まで支援しています。 また、市内公立小・中学校に在籍する外国人子女等については、基本目標 3(2)「外国人子女日本語指導協力者派遣事業」で支援しているほか、小学校 10 校、中学校 2 校で国際教室を開級し、日本語指導を行っています。	P29
15	目標 1	「外国につながる幼児への支援・配慮」について、個別のケースに応じた支援をするように読めるが、それだけの体制が市で確立されているか不明である。入管法改正の影響がこれから出てくる時期であるので、同化の方向か共生の方向かを養育支援段階から考慮していくべきである。養育にたずさわる保護者の意向も考慮した個別ケースに応じた対応をとれる体制づくり、共生の概念が入った支援となることを要望する。	3	入管法改正による影響については、現在において影響の有無や程度の想定は非常に困難でありますので、状況に応じて見直しを図ってまいります。	P29

No	区分	御意見（要旨）	対応区分	市の考え方	素案の関連頁
16	目標 1	「仕事と子育ての両立支援」について、この基本方針での「働きながら子育てをしている人」は「女性」という大前提に書かれているように読める。さらに「施策の展開」であげられている事業の2件までは女性限定の事業であり、3番目が男女、4番目が父親限定となっている。現実には事実婚を選ぶケースや、ひとり親家庭、特別養子縁組の家庭、同性パートナーとの事実婚と養子といった多様な家庭像が存在している状況であるので、「女性」を大前提にされているように読める説明文の見直しを求める。女性限定ではカバーしきれない多様な家庭のあり方を考慮した表現とされるよう要望する。	1	施策の基本方針は、決して女性を前提にしているわけではありませんが、ご指摘の部分にある「施策の基本方針」の記述が誤解を生む原因となりやすいと思われますので、修正を行います。 また、施策の展開の部分も男性・女性のバランスを考慮した修正を行いました。	P29～30
17	目標 2	未就学児や小学生が朝食を食べないで保育園や幼稚園や小学校に通っているケースが増えていると聞いているが、座間市はそのような調査をしているか。	4	朝食の調査は、市民健康及び食育等意識調査で実施しています。また、市内小・中学校の全校で年に1回朝食アンケートを実施しています。	P34～35
18	目標 2	朝食は非常に重要である。朝食を抜くと午前中の勉強が頭に残りませんから学力低下が進むので、朝食に対するサポート等を盛り込んでいただきたい。	3	乳幼児期は、4か月児健康診査会場や幼児食教室で朝食を摂るよう保護者に普及・啓発しています。 また、保育園では、朝食を食べずに登園したと考えられる場合は保護者に食べさせるよう促しているほか、学校では、学校保健委員会や栄養士の講話等で朝食の大切さを伝えていきます。	P34～35
19	目標 2	中学校食育について、直営式の給食の提供を要望する。	3	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P35
20	目標 3	豊かな心の育成は、現行の日本の教育制度では無理と考える。国に意見を上げていただきたい。	3	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P37
21	目標 3	家庭や地域の教育力の向上の「施策の基本方針」と「施策の展開」において、いろいろ事業があげられているが、日本人の健常者のみを対象としているように読める。 障がい者や外国につながる人、さらにLGBTの方やその子どもも対象に入れるべきである。多様な対応がますます必要となっている現状を考慮した施策を充実されることを要望する。	3	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、同法が定める子育て支援事業の提供体制の確保等に係る計画になります。 また、次世代育成支援対策推進法に基づく計画部分も「市町村行動計画」となりますので、個別の事業内容自体を定めるものではないことを御理解願います。 御意見は今後の計画を進める上で参考とさせていただきます。	P37～38
22	目標 3	コミュニティセンター管理運営事業について、子どもが邪魔にされない運営を望む。	3	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P37

No	区分	御意見（要旨）	対応区分	市の考え方	素案の関連頁
23	目標3	こころ・ときめきスクール推進事業について、単なる奉仕活動に転じ無いように望む。自衛隊は使わないこと。	2	こころ・ときめきスクールは、地域の方や保護者、座間市内のサークル団体など豊富な人材の中から、学校の特色や授業のねらい、児童・生徒の実態等を踏まえて行っています。児童・生徒は、毎年地域の方々との交流を通して、貴重な体験や新たな発見、感動を味わうことができます。	P40
24	目標3	教育支援教室事業について、不登校に至る過程を放っておいてスクールカウンセラーを配置したのでは、解決につながらないと考える。詰め込み教育をやめて少人数のクラスで互いの意見を話し合える環境を求めてほしい。国に意見を上げていただきたい。	3	教育支援教室事業の主たる目的は、不登校児童・生徒を対象にカウンセリングや集団活動、教科指導等を組織的・計画的に行い、学校復帰など社会的自立を促すことであり、不登校に至る過程については、教育相談事業で対応しています。	P40
25	目標3	中学校部活動指導者派遣事業について、部活という枠はまだまだ必要なのか。地域のクラブではだめなのか。	4	生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られています。	P41
26	目標3	教育相談事業について、発達障害児は周りの子の理解があれば普通級で大丈夫と思われる。そのためにも15人程度の少人数学級を実現してほしい。（類似意見：他1件）	3	15人程度の少人数学級の実現は難しいが、小学校1年生だけでなく全学年での35人学級については、引き続き国に要望してまいります。	P41
27	目標3	学校支援及び学校司書支援について、子どもたちが読書をする時間はあるのだろうか。	4	教育課程に即して子どもたちが読書をする時間が設定されており、朝読書や国語科の中で学校図書館を利用した読書の時間が計画されています。また、移動図書館車の定期的な学校巡回や市立図書館所蔵本の各学校向け団体貸出を行う等、子どもと本を繋げる施策を広く展開しながら子どもの読書活動の推進を目指しています。	P41
28	目標3	児童ホームについて、6年生までの受け入れをすることを要望する。	2	平成27年度から小学6年生まで対象としています。	P42
29	目標3	児童ホームの指導員について、正規職員化し全国レベルの研修を受けさせ質と処遇の確保を望む。	3	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P42

No	区分	御意見（要旨）	対応区分	市の考え方	素案の関連頁
30	目標3	児童館について、各小学校区に一つあるようにしていただきたい。	3	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P42
31	目標3	放課後子ども教室について、子どもの体力低下を防ぐ思いっきり遊べる環境整備と、地域住民パートと正規職員（指導員）の配置を望む。	3	放課後子ども教室は、まず、教育活動推進員の指導による学習活動を実施し、その後、学校の協力を得て余裕教室や体育館、グラウンド等を利用し、参加する児童が自由に遊べる場を設けるとともに、スポーツ・文化活動・体験活動等の諸活動を行っています。なお、事業運営については、運営委員会に委託しており、基本的に運営スタッフは地域の方が中心となっています。	P42
32	目標3	児童ホームの開所時間を7時～19時にすることを望む。	3	長期休業期間の平日については、7時30分から19時まで開所しています。いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P43
33	目標3	具体的な方策⑦「児童ホームの役割を果たす観点から、各児童ホームにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策」について、児童ホームで子どもたちが幅広い活動ができるようにすること。	3	児童ホームの子ども達が幅広い活動を出来るよう努めてまいります。	P43
34	目標4	市が管理する公園はどのくらいあるのか、広場も公園に含まれるのか。	4	148公園・広場を管理しています(都市公園42、多目的広場21、子供広場85)。また公園となる要件としては、座間市都市公園条例の要件を満たしている物で、そのほかを広場等としています。	P44
35	目標4	ボール遊びができる遊具が壊れていない公園を望む。	3	ボール遊びのできるよう球技スペースを3公園に設置し、防球ネットを設置する工事も進めているところです。今後もボール遊びのできる公園、遊具の管理を進めてまいります。	P44
36	目標4	通学路に問題が多すぎる、ブロック塀も多い。	3	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P44
37	目標4	防犯啓発活動について、CAP（NPO法人）のワークショップを年齢ごとに取り入れてほしい。	3	いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	P45

No	区分	御意見（要旨）	対応区分	市の考え方	素案の関連頁
38	目標 4	学校安全対策嘱託員の配置について、これはどのような人なのか。	4	市内小・中学校への不審者侵入防止や学校周辺の安全確保のため、学校安全対策嘱託員に元警察官を配置しています。警察官の経験を生かしながら巡回し、地域の方からも積極的に情報収集するなどして活動に役立てています。	P45
39	目標 5	母子家庭の就労が続きづらい、母の社会的立場が弱い、父子家庭への支援も。	3	引き続き、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労や自立に対する支援を継続してまいります。	P46
40	目標 5	児童扶養手当について、母親が障害年金を受けていても手当の対象となるように要望する。	3	今後も、国の動向を注視し、対応してまいります。	P47
41	目標 5	支援施策・制度の情報提供の充実について、入手しても使えない情報が多すぎる。	3	引き続き、支援情報等を収集し、必要とされている方への情報提供方法を検討してまいります。	P47
42	目標 5	発達障害児は、周りの子が支援していきやすい環境づくりを要望する。	3	障害児施策については、「座間市障害者計画 第五期障害者福祉計画・第一期障害児福祉計画」を基にその充実に努めてまいります。	P48
43	その他	「こども食堂」について、その運営は非常に大変だと聞く。座間市の場合は「こども食堂」の普及を考えているのか。またどのようにサポートしていく予定なのか。	3	子ども食堂については、国・県の動向も注視しつつ、意義や目的の変化を踏まえながら適切な対応を見極めていく必要がありますので、引き続き研究をしてまいります。	-
44	その他	「子育て支援員」の人をどのように活用しようとしているのか。「子育て支援員」を保育士の補助として先生の人数に加えることが出来るはずだが、座間市はどう考えているのか。また、「子育て支援員」は、保育士より質が劣ると思われるかもしれないが、子育て経験のない保育士と子育て経験のある「子育て支援員」どちらの先生が質が高いと座間市は考えているのか。	3	子育て支援員については、通常保育時には人数としてカウントできないため、公立保育園では採用していませんが、保育ニーズを満たす一助となるか研究してまいります。また、質の違いについては、資格の種類が異なることから比較はできないと考えます。	-
45	その他	公立保育園は地域の子育ての拠点であり、災害時の避難場所にもなっている。地球温暖化の影響で、地震や台風、水害等尋常ではない状況は座間でも起こり得る。「すべての子どもと親が安心して子育てできる座間」を目指すのであれば、早急に計画的に公立保育園の建て替えを行うべきである。	3	公立保育園の建て替えについては、公共施設再整備計画及び保育園整備計画に基づき、計画的に進めてまいります。	-

No	区分	御意見（要旨）	対応区分	市の考え方	素案の関連頁
46	その他	ちぐさ保育園は、S41年度築で、第1期事業計画では、平成29年度には、公立保育園として建て替え予定となっていたにもかかわらず、第2期事業計画では、民営化されるのは、納得できない。第1期事業計画の総括をしっかりと、そのうえで第2期事業計画をだすべきである。	3	公立保育園の民営化等の方針については、公共施設再整備計画に基づき、保育園整備計画の改定等で検討を進めてまいります。	-
47	その他	パブリックコメントの期間について忙しい年末年始を含めての期間は短すぎる。多くの市民の声を聞く立場で設定していただきたい。	3	多くの方が仕事や学校が休みとなり、家族で過ごす時間が長くなる時期と見込んで設定をさせていただきました。見込み通り多くの貴重なご意見をいただくことができました。いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	-